

令和 6 年度 鹿 児 島 地 方 労 働 審 議 会
第 1 回 最 低 工 賃 専 門 部 会 議 事 録

開 催 日 時		令和 7 年 1 月 10 日（金） 9 時 53 分～11 時 31 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（3 名）	馬場美紀子 三輪全子 森尾成之（敬称略）
	家内労働者代表委員（3 名）	海蔵伸一 喜入拓司 白石裕治（敬称略）
	委託者代表委員（3 名）	有島龍作 齋藤崇人 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3 名）	森川労働基準部長 小城賃金室長 西野賃金室長補佐
議題	1	部会長及び部会長代理の選出について
	2	家内労働の概要等について
	3	審議の進め方等について
	4	鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正について
	5	その他
配 付 資 料	1	鹿児島地方労働審議会家内労働部会委員名簿
	2	家内労働法（抄）、家内労働法施行規則（抄）
	3	地方労働審議会令（抄）
	4	鹿児島地方労働審議会運営規程
	5	鹿児島地方労働審議会家内労働部会運営規程
	6	鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃
	7	対象業務略図
	8	最低工賃改正状況（鹿児島県）
	9	鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無に関する報告書
	10	令和 6 年度第 1 回家内労働部会審議経過報告書
	11	鹿児島県電気機械器具製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）
	12	家内労働対策について
	13①	電気機械器具関係製造業最低工賃 都道府県労働局別決定状況
	13②	同上（「カプラー差し」類似）
	14	令和 6 年度 電気関係最低工賃に関する実態調査結果
	15	鹿児島県における家内労働者等の推移
	16	家内労働のしおり
	17	最低工賃額の審議に係る参考資料

○ 小城賃金室長

定刻前ではございますがお集まりのようなので、ただいまから令和 6 年度鹿児島地方労働審議会第 1 回最低工賃専門部会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

また、日頃から労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜りこの場をお借りして御礼申し上げます。

私は、事務局を担当しております賃金室長の小城と申します。

本日は1回目の最低賃金専門部会でございますので、部会長が選出されるまでの間、恒例により私が司会を務めさせていただきます。

本日の資料につきましては、資料番号は1から17となっておりますので、ご確認をお願いいたします。それぞれの資料は、議事の進行に応じて説明させていただきます。

本日は、本年度最初の最低賃金専門部会ですので、開会に先立ちまして、ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元の資料1に委員名簿がございますので、名簿の記載順に従ってご紹介いたします。

まず、公益委員からご紹介いたします。

馬場委員でございます。

○ 馬場委員

馬場美紀子でございます。よろしくお願いいたします。

○ 小城賃金室長

三輪委員でございます。

○ 三輪委員

三輪でございます。よろしくお願いいたします。

○ 小城賃金室長

森尾委員でございます。

○ 森尾委員

森尾でございます。よろしくお願いいたします。

○ 小城賃金室長

続きまして、家内労働者代表委員をご紹介いたします。

海蔵委員でございます。

○ 海蔵委員

海蔵です。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 小城賃金室長

喜入委員でございます。

- 喜入委員
喜入です。よろしくお願いします。
- 小城賃金室長
白石委員でございます。
- 白石委員
白石です。よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
続きまして、委託者代表委員をご紹介します。
有島委員でございます。
- 有島委員
有島です。よろしくお願いします。
- 小城賃金室長
齋藤委員でございます。
- 齋藤委員
よろしくお願いします。
- 小城賃金室長
濱上委員でございます。
- 濱上委員
濱上でございます。よろしくお願いいたします。
- 小城賃金室長
最後に、事務局である労働局側の職員を紹介させていただきます。
労働基準部長の森川でございます。
- 森川労働基準部長
森川でございます。どうぞよろしくお願いします。
- 小城賃金室長
賃金室長補佐の西野でございます。

○ 西野賃金室長補佐

西野です。よろしくお願いします。

○ 小城賃金室長

そして私、賃金室長の小城でございます。よろしくお願いします。

審議に入る前に皆様をお願いさせていただきます。

本部会の審議内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。

この議事録を正確なものにするため、進行役を除きまして、ご発言いただく場合はお近くのマイクを手にとって、必ず自分の名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、マイク同士の干渉を避けるため、その都度マイクのオン、オフを行っていただきますようお願いいたします。

それでは、本日は第1回目の最低工賃専門部会でございますので、森川労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

○ 森川労働基準部長

皆様、おはようございます。皆様方におかれましては、最低工賃専門部会の委員をお引き受けいただくとともに、大変お忙しい中、当部会にご出席いただき、どうもありがとうございます。

最低工賃につきましては、令和4年度を初年度とする第14次最低工賃新設・改正計画の方針に基づきまして、3年を周期に最低工賃新設・改正を行うこととされておりまして、本年10月15日に開催されました家内労働部会において、改正の必要性ありとの結論に至り、11月14日に開催されました令和6年度第1回鹿児島地方労働審議会において、当局長より最低工賃の改正諮問をさせていただいたところでございます。

本日、最低工賃の改正のご議論をいただくわけですが、地域別の最低賃金のように目安額等が示されているわけでもなく、金額を幾らにするのか、また、単位も円ではなく銭という単位、非常に細かいものとなりますので、なかなか改正審議においてはご苦労いただくこともあるのではないかと予想されるところではございます。

また、先ほど申し上げましたとおり3年に1回の周期で、前回は令和4年、それ以来の審議となりますため、委員の皆様方におかれましてはご迷惑をおかけすることもあるかもしれません。何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事務局といたしましても、委員の皆様方に的確な情報を提供いたすことを十分に配慮して円滑にご審議いただけますよう最大限努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会の円滑な運営に格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。

○ 小城賃金室長

それでは、議事に入らせていただく前に2点ご報告させていただきます。

1 点目が、本専門部会の公開に関することでございます。

資料 4 の 2 ページをご覧ください。

こちらは、鹿児島地方労働審議会運営規程でございます。第 7 条では、第 2 条から第 6 条までの規定は、地方労働審議会令第 6 条に規定する部会及び同令第 7 条に規定する最低工賃専門部会について準用するとされており、第 5 条に、会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長、本専門部会においては部会長になりますが、会議を非公開とすることができる。また、第 6 条 2 項では、議事録は、原則として出席委員に電子メール等により議事内容確認の上、公開する。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料全部または一部を非公開とすることができるとなっております。

今回は部会長選出前でありましたので、専門部会そのものの公開につきましては、原則公開の方針に従いまして傍聴人の募集を行っております。その結果、傍聴の希望はなかったことをご報告いたします。

なお、部会長が選出されましたら、本日を含め今後の専門部会の公開、議事録及び会議資料の公開につきまして、部会長に判断をお願いいたします。

2 点目ですが、本部会の成立についてご報告させていただきます。

資料 3 をご覧ください。

地方労働審議会令第 8 条第 1 項及び 3 項によりますと、審議会は、委員の 3 分の 2 以上または家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員及び公益関係委員の各 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、決議することができないと規定されております。

本日は、委員の 3 分の 2 以上となる 9 名の委員全員にご出席いただいております。定足数を満たしており、本部会は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、議題に入ります。本日の議題は、資料の表紙にありますとおり、1、部会長及び部会長代理の選出について、2、家内労働の概要等について、3、審議の進め方について、4、鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正について、5、その他となっております。

1 番目の議題は、部会長及び部会長代理の選出についてでございます。

再度資料の 3 をご覧ください。

地方労働審議会令第 7 条第 4 項において前条第 5 項から第 8 項までの規定は、最低工賃専門部会について準用するとなっておりますが、第 6 条 5 項によりますと部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙するとなっております。また、第 6 条第 7 項では部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員または臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとなっております。

部会長代理につきましては部会長選出後に部会長より指名していただきますが、部会長につきましては、恒例により公益委員の皆様より候補者を推薦いただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法でよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。

この件につきましては事前に公益委員の皆様で打合せをしていただいておりますので、私からその結果をご報告させていただきます。

協議の結果、部会長に三輪委員をご推薦いただいております。

ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。

それでは、最低工賃専門部会の部会長は三輪委員に決定させていただきます。

では、三輪部会長にご挨拶いただき、これからの議事進行お願いいたします。

○ 三輪部会長

ただいま部会長として承認いただきました三輪でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。一生懸命議事運営に努めてまいりたいと思います。

委員の皆様方には、活発な審議と円滑な進行、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、もうそのまま着座で進めさせていただきます。

早速ではございますが、今ご説明がありましたとおり部会長代理のほうを指名させていただきますと思います。

部会長代理につきましては馬場委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 三輪部会長

ありがとうございました。

それでは、馬場委員よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、先ほど事務局から説明がございましたとおり、本日を含め今後の専門部会に係る会議そのものの公開の件、そして議事録及び会議資料の公開の件について、まずは決めていきたいと思います。

私といたしましては、本部会の定例的な議題でございますので、非公開にする理由はないと思いますので、議事録及び事務局が準備していただいたこの会議資料の公開については認めることとしたいと思っております。

ただし、傍聴につきましては、個人情報の保護や個人、団体等の権利利益への侵害、また、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性の確保といった観点から、公益、それから家内労働者、委託者の3者がそろって議論を行う場のみ傍聴を認めるという形として、それ以外の個別の協議を行う場など3者がそろっていない場所に関しては傍聴ができないという形を取らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

本日は、傍聴の希望者がいなかったということは先ほどご説明があったとおりです。

それでは、2番目の議題に入らせていただきます。

2番目が家内労働の概要等についてということでございますので、事務局よりこちらの説明をお願いいたします。

○ 西野賃金室長補佐

それでは、家内労働の概要等につきましてご説明いたします。

家内労働につきましては、皆さんご承知のこととは思いますが、初めての専門部会ということで改めてご説明させていただきます。

お配りしております資料12をご覧ください。

ページ数が隠れているところもありますけれども、各コマの中央下にページを記載しておりますのでご覧ください。

まずは、4ページをご覧ください。こちらは、家内労働法の概要になります。

家内労働法の法律自体につきましては、資料2のほうに一部抜粋したものもお付けしております。

家内労働は、メーカーや問屋などから、部品や原材料の提供を受けて、個人または同居の親族と、物品の製造や加工を行うものとされております。家内労働関係には、使用従属関係というものはなく、家内労働者は労働基準法などの労働者と言っているものではないというふうにされております。

そのため家内労働法が別に設けてあるということになります。

家内労働法の目的は第1条、そこに書いてありますけれども、工賃の最低額、安全及び衛生その他の家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることとしております。

最低工賃の決定につきましては、第8条から16条のほうに書いてあるのですが、8条に、労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働

者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができるとされているところでございます。

なお、最低工賃は、令和6年3月12日時点で97件とここで書いてございますけれども、8月31日時点で更新したデータを見ますと93件ということで、少し減少しているということでございます。

続きまして、隣の6ページをご覧ください。

家内労働対策の概要としましては、最低工賃の決定及び周知、家内労働手帳の交付の徹底、工賃の支払いの確保、安全及び衛生の確保、この三つの対策を推進しており、また、その他として、業種別、類型別等の家内労働者数、委託者数などを把握する家内労働概況調査というものを毎年実施し、委託者及び家内労働者の詳細な実態を把握、分析する家内労働等実態調査というものを3年ごとに実施しているところでございます。

昨年度の家内労働概況調査結果につきましては、家内労働の現状としまして、8ページから10ページに記載されております。

家内労働者としましては、家内労働法が制定された昭和45年以降を見ますと、昭和48年の約184万人をピークとしましてその後減少し、令和5年は約9万4千人ということになっております。

男女別で見ると、女性が全体の9割を占めている状況にあります。

内職的な家内労働者というものが全体の94%を占め、専門的な家内労働者は約5%となっております。

内職というのは、本当の家内でやるやり方で、片手間にやるという感じになってきますが、専門のほうは、これをなりわいとして、これのみに従事しているという感じになります。

それから、委託者としましては、昭和45年の委託者数が約11万3千だったのですが、その後減少し、令和5年では7千というふうに大幅に減っているところでございます。

9ページには、令和5年における都道府県別の家内労働者数がグラフで記載されております。最多が、一番左、東京都の8,479人で、最も少ないのが右側の長崎県の212人となっております。鹿児島県は、赤で囲ってありますけれども全国で7番目に少なく、具体的な家内労働者数は652人、委託者数は41となっております。

さらに10ページには、令和5年における業種別の家内労働者の割合がグラフで記載されております。

業種別で見ると、その他雑貨等を除くと、衣服の縫製等の繊維工業が最も多く、次いで今般の工賃の対象になっていますコネクタ差し等の電気機械器具製造業の割合が多くなっております。

次に、本題の最低工賃関係業務について説明いたします。

12ページをご覧ください。

12ページに、簡単に最低工賃決定の仕組みということで図示してあります。

諮問から効力発生までの流れが記載されております。先ほども話がありましたけども、

労働局長が労働審議会に諮問をし、専門部会が設置され、審議結果が報告、答申され、官報公示を経て効力が発生することになります。今回のこれが専門部会ということになります。

続きまして 13 ページから 14 ページの流れ図を見ていただきたいのですが、諮問から効力発生までの流れを細かく記載しております。

13 ページの一番上にございます家内労働者又は委託者の申出というものがあればというふうになっているのですが、現状としてはございません。厚生労働省の計画にのっとって進めさせていただいている現状でございます。

続きまして、15 ページが審議結果一覧として書いてございます。今回の専門部会は、先ほども説明がありました改正諮問に基づき設置されておりますので、2 のところの改正か 4 のところの見送り答申のいずれかの結論を出していただく必要がございます。

続きまして、16 ページは、令和 6 年 3 月時点における全国の 5 年度最低工賃新設・改正状況ということになっております。全国で同じ年度にやっているというわけではないので、5 年度はこのような状況ということになります。

それから、17 ページは、令和 4 年度を初年度とする 3 か年の第 14 次最低工賃新設・改正計画実施方針ということになります。

最低工賃の改正につきましては、実効性の確保を図るため、原則として 3 年をめぐり実態を把握し見直しを行うこととされておまして、鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃については令和 6 年度が改正年度として計画されております。それに基づいて、今、進行してきているということになります。

ここで一旦、この資料を離れて、鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の状況につきましてご説明させていただきます。

前に戻って資料 6 をご覧ください。

こちらが現在の鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃に係る内容になります。一番下の効力発生の日というのが、令和 4 年 12 月 22 日となっております。これは前回の第 13 次最低工賃新設・改正計画に基づき改正が行われているものでございます。

資料 7 ということでカプラー差し、なかなかカプラー差しといっても何なのだろうという感じになられると思いますので、イメージをしやすいように対象業務の略図ということでつけております。この真ん中の左側にありますこの箱状のものに、端子を差していく作業ということになります。

次に資料 8 の、最低工賃の改正状況（鹿児島県）をご覧ください。

表の左側から 2 番目の列に、丸付きの①から⑧の数字が並んでおりますが、その⑥から⑧の行の一番右側の列、一番右側の効力発生年月日をご覧くださいと、⑥が平成 13 年 5 月 11 日、⑦が平成 16 年 3 月 11 日、⑧が令和 4 年 12 月 22 日ということで、先ほど、現行の最低工賃の話で令和 4 年 12 月 22 日と申し上げたのですが、ここを見ていただきますと、前回の改正までに長きにわたって改正が見送られてきたというようなことがこれで見とれるということになります。

さらに次のページの 8 の裏を見ていただきますと、電気機械器具関連最低工賃の改正経緯というものをご覧くださいと、すいません、一番上が間違っています。エクセルの

関係で「明治」になっていますけど、これは誤りでございます。

これを見ていただきますと、電気機械器具関連の最低工賃の改正経緯ということで、一番下になります令和4年12月22日の改正では、それまでと変わって、件名とか、品目とか、工程とかを、その上と比べて見ていただくと変わっているのが分かれると思うのですが、具体的に申しますと、件名を鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃から鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃に変更し、適用する家内労働者における表記も変更しております。

それから、品目のピンサシとか製品並べを削除いたしまして、カプラー差しというのをワイヤーハーネスに変更しております。

この品目ワイヤーハーネスに係る工程とされていた内容を工程と規格に分けて、工程については電線の端末に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業、規格については50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うものとして、より細かに整理しています。

それから最後に金額を42銭から50銭に改正したという、大きく分けて四つの内容に係る改正が行われました。

続きまして、資料9及び10には、今回の鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正の必要性そのものの審議を行っていただいた鹿児島地方労働審議会家内労働部会の報告書と、審議経過報告書をお付けしております。

審議内容の詳細につきましては時間の関係で省略させていただきますが、各委員からは様々な意見が発せられ、結論としましては全会一致により、最低工賃の改正の必要性があり、改正諮問すべきだという結論に達しておりますので、この9と10の資料ができていくということになります。

資料11を見ていただきますと、その後、11月14日に開催されました令和6年度第1回鹿児島地方労働審議会におきまして、当労働局長より、最低工賃の改正諮問をさせていただいたところでございます。

長くなりましたけれども、このような流れで本日を迎えているということでご理解いただきたいと思います。

それでは、再度、資料12に戻っていただきまして、18ページから19ページをご覧ください。こちらには、当専門部会の組織及び委員の任命に関することが記載されております。

続きまして、20ページですけれども、専門部会の標準的な審議スケジュールが記載されております。回数につきましては、審議会の状況等によって増減することになりますけれども、ここには3回と書いてありますが、直近の令和4年度の専門部会では2回で審議を終えております。先ほど申しましたように、審議事項はたくさんあったんですけれども、2回で審議を終えているという状況でございます。

続きまして、21ページは、調査審議における留意点ということで4点ございまして、具体的には22ページから後ろのほうに記載されております。

まず、22ページの実態調査についてでございます。

これにつきましては、今年の7月から10月にかけて実施をいたしております、資料14

を作成しております。これは10月の家内労働部会においても報告させていただいております。22ページの一番下に必ず集計する事項ということが掲げられていますが、全ての事項を網羅しているわけではございませんけれども、今後の審議においてこれも必要だということがございましたら、追加で調査を実施することも考えております。

資料14につきましては、家内労働部会の委員以外の委員も今日はいらっしゃいますので、簡単ですが説明をさせていただきます。

資料14をご覧ください。

先ほども少し述べましたが、電気関係の最低工賃につきましては、平成13年から令和4年の約20年にわたり金額自体の改正は行われておりませんでしたが、一方では、近年の地域別ですとか産業別の最低賃金というものがご存じのとおり上昇を続けているところでございます。

資料15を少し見てください。

鹿児島県内における家内労働者数等は、平成12年以降減少しており、最低工賃が適用される業種においても大幅に減少している状況にあります。

もう1回戻っていただいて、資料14の3ページの一番上の表の右側から3番目のところの一番下、家内労働者数というところを見ていただきますと、ワイヤーハーネスにつきましては161の方が従事されておられ、工賃が、1本当たり60銭から90銭ということで実態調査ではご回答いただいているところでございます。

家内労働者の今後の推移というものは、自動車産業の動向にもよりますけれども、急激な増加は見込めないものの、今後も同程度の水準で推移すると考えられるところでございます。

また、ワイヤーハーネス以外の委託業務というものは多種多様な業務となっております。比較的人数が多い業務としては、3ページの下の方の表で、左側が18と19の番号が振ってあるところのサス枠、これは治具の清掃業務になるのですが、この43人というのが多くて、なかなかこれといって100人を超えるような業務はございません。

家内労働関係の調査としましては、今、申しました実態調査のほかに、先ほども申しました、毎年実施している家内労働概況調査、3年に1回実施している家内労働等実態調査というものがございます。この全国的な調査の結果につきましては、資料の16の家内労働のしおりの30ページ以降に記載されておりますので、また、お時間があればお目通しをいただきたいと思います。

再度、資料12に戻らせていただいて、23ページの実地視察についてをご覧ください。委員の先生方による実施視察は、審議の対象となっている業務の実態を直接確認するためのもので、実施の有無を本日の専門部会で決めていただくことになります。

次に、24ページの参考人の意見聴取についてですが、資料2の3ページに、家内労働法施行規則第6条第1項というものがあるのですが、地方労働審議会は、法第11条第1項の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならないと規定されておまして、これを第1回

鹿児島地方労働審議会が行われました11月14日から28日までの2週間公示をさせていただいたのですが、双方からの意見書の提出というのはございませんでした。

しかし、同条の第2項では、審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適当と認める者から意見をきくものとするとも規定されておりますので、参考人の意見聴取をこの専門部会で実施されるのかどうかということも決めていただくことになります。

なお、最低工賃専門部会に似たような当局が行っているものとしまして、産業別の最低賃金専門部会というものがございます。具体的に言うと自動車の新車小売業なのですが、こちらにおきましては、関係される労使の中から委員になっておられるということで、実地視察とか参考人の意見聴取は、必要に応じてということにしており、先ほど申しましたように委員がメンバーにおられるということで、現状実施していないところでございます。

今回の最低工賃専門部会におきましては、現在の最低工賃に関係している委託者ということで、お二方、代表委員として本日も参加していただいております。関係の家内労働者側なのですが、なかなか家内労働者の中から委員を見つけることも困難な現状でございまして、委員にはなっていないので、そこも含めて決めていただくということになります。

戻りまして、25ページの最低工賃額についてです。

最低工賃額は、その履行を刑事罰をもって強制するものであるため、当該業種に係る工賃の実態及び水準等を十分に検討し、審議した上で決定されるべきものであることと冒頭に書いております。また、3番目の丸のほうに、8時間換算額として、法第13条第1項に規定する最低賃金との均衡を図るため、最低工賃額の8時間換算額を算出するというようなルールにもなっております。

26から29ページにつきましては、令和5年度に全国的に実施した家内労働等実態調査の結果として、1ヶ月の工賃額、1時間あたりの工賃額、さらには、困っている内容というような集計結果が記載されております。これは電気だけじゃなくて全ての業種になります。

長くなりましたけれども、概要ということで以上になります。

○ 三輪部会長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから家内労働の概要等についてということでご説明をいただきましたけれども、委員の皆様何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○ 白石委員

白石です。よろしくお願いします。

すいません、確認なのですが、資料ナンバー14の今説明いただいた縦長の表で、工賃額及び作業量に関する事項というところで、今回の対象になるのはこの一番初めの番号では1、8企業で、家内労働者が161人ということでよろしいですね。

○ 西野賃金室長補佐

はい。

○ 白石委員

ですよね。その確認でした。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

ほかに、何か確認も含めて結構でございます、ございませんか。

はい、では、よろしくお願いします。

○ 濱上委員

濱上でございます。

内容等は詳しく分かったんですけれども、いわゆるその経済状況というか、世の中のそういう景気等から判断するとした場合には、今ちらっとおっしゃいましたけど、自動車産業の動向を見るということになるわけですかね、このワイヤーハーネスのお仕事というのは。

○ 西野賃金室長補佐

今、資料 14 の 3 ページをご覧いただきましたが、現在、鹿児島県のほうで決めさせていただいているものが、このワイヤーハーネスなんですけれども、3 ページの上のほう、1、2、3、4、5、6、7、8 とあるんですけれども、一番上が未回答となっているのですが、ここは、民生用電気製品用というふうに書いておりまして、具体的にはコーヒーマーカーの配線というふうに聞いております。

それ以外の 7 つの皆さんは、自動車関連のワイヤーハーネスになっておられますので、実質、今、濱上委員のほうがおっしゃったように、自動車産業と非常に密接なつながりがあるものがほとんどを占めているということになります。

○ 濱上委員

ありがとうございます。

不勉強で申し訳ないのなんですけれども、併せて。今、自動車といっても、EV とかHV とかガソリン車とかいろいろありますよね。

それによって、EV 化がどんどん進んでいけばとか、そこ辺りは分かりますか。

○ 小城賃金室長

すいません。

その件ですが、一番お分かりの方が、お二方いらっしゃるの、その辺を教えていただ

けると助かります。

○ 齋藤委員

では、齋藤がお答えさせていただきます。

このワイヤーハーネスというのは恐らく、当社、鹿児島部品とそのグループ会社が発注しているのが、6社のはずなので、ちょっと1社は分かりませんが、基本的には鹿児島部品グループになるかなと思います。

そもそも鹿児島部品というのは、私はこの本社からの出向社長なものですから、矢崎グループというワイヤーハーネスの世界ナンバーワンのシェアの会社からの関係会社が鹿児島部品になります。

先ほどご質問の中で自動車産業がこれに密接に、もうまさしくそのとおりだとは思いますが、今、自動車産業はそもそもどうなっているかというと、爆発的に世界中で車が売れている状況ではなくて、特に昨今のニュースで皆さんもご存じのところだと、例えば有名などころで言うと、日産さんの景気が非常によくないとかそういう話が聞かれると思います。

今、世界中で何が起きているかというと、中国でいえばBYDで、アメリカでいえばテスラ、そういったいわゆる今まで自動車メーカーでないところがEV化を進めてどんどん広がっている。

鹿児島にいたとなかなか見ませんが、東京に行くともうテスラとかBYDがもうばんばん走っているような状況になっていて、自動車産業全体で見たらそういう意味では売れてはいるのですけれども、本当にこのワイヤーハーネスが必要な車が売れているかというと実はそうではなくて、なので、そういうところもしっかり鑑みた中で決めていく必要があるかなという気はします。

それで、先ほど質問しなかったのが後出しで申し訳ないのですが、事前に委員の方々と、今回賃上げというか最低工賃の見直しが必要であろうというのを全会一致で決めになったというふうに伺っていますが、決して反対ではないのですが、根拠は何かというのだけは伺いたいなと思っていて、細かい議事録のご説明が省かれたものですから、何をもって今回最低工賃を見直さなければいけないとなったかというその判断基準だけちょっと教えていただけたらなと思います。

すいません、回答と質問を二つ合わせてしまって申し訳ないのですが、お願いします。

○ 三輪部会長

今の齋藤委員からのご質問というか回答も含めてですが、事務局側、大丈夫でしょうか。

○ 小城賃金室長

まず、最低工賃については、先ほど資料にもございましたけれど、最低賃金との均衡を図るというふうなところがあります。

最低賃金に関しては、今年度、特に注視されたといいますかその目安を決める段階で厚生労働省のほうの審議の結果としては、やはりその物価に対する部分に非常に重きを置いて、高い金額の引上げが行われたというところで、当然それに伴って、前回は令和4年に最低工賃額の改正が行われているわけですが、その当時と比べても最低賃金も100円ほど引上げになっているというところもあって、委員の方々のほうからは、やはり最低賃金がこれだけ上がっているのであれば、最低工賃も見直すべきではなかろうかというところで、全会一致で改正の必要ありというふうな判断に至ったというふうに考えております。

以上です。

○ 齋藤委員

分かりました。ありがとうございます。

○ 三輪部会長

それでは濱上委員、先ほどのご質問に対しては大丈夫ですか。

○ 濱上委員

はい、分かりました。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

ほかに、ご質問等、お聞きしたい、確認等も含めてございませんでしょうか。

○ 有島委員

よろしいですか。

○ 三輪部会長

はい。

有島委員、では、お願いいたします。

○ 有島委員

有島です。

この資料14の3ページの縦長の表で、規格というところがあるのですが、50センチを超えて2メートル以下の電線についてという規格になっていますが、この規格を外れる分に関しては、該当しないということでよろしいですか。

○ 小城賃金室長

はい。おっしゃるとおりでございます。

○ 有島委員
分かりました。ありがとうございます。

○ 三輪部会長
ほかにございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

(質問等なし)

○ 三輪部会長
では、次に3番目の議題のほうに入らせていただきます。
3番目の議題はですね、審議の進め方についてということでございますので、事務局よりまた説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長
それでは、審議の進め方についてご説明いたします。
まず、資料6をご覧ください。
こちらは、先ほど説明もあった、令和4年12月22日に発効された最低工賃の詳細になります。今回改正諮問がなされましたので、この内容改正するか、改正せずに見送りを答申するかをご審議の上、決めていただくことになります。

令和4年の改正においては、金額のみならず工賃そのものの件名の変更に伴う表記の変更に加え、品目、工程、規格についても改正が行われております。金額を除く品目、工程、規格の改正については、令和4年当時の家内労働の実態に加え、全国的な表記に合わせる形で整理が行われております。

まず、審議事項の1番目としましては、項目3の金額の部分と項目4の効力発生日を除く部分での改正の必要性についてご審議いただきたいと思いますと考えております。

金額を除くこれらの改正の必要性の有無をご審議いただく上では、資料13の特に②をご覧くださいいただければと思いますが、これらの状況から事務局としては、今回、金額を除く件名、品目、工程、規格に係る改正は必要ないものと考えております。といいますのが、全国的に見て鹿児島の内容というのは、ほぼ全国と同じような表記に整理されているというふうに考えているところです。

2番目が、項目3の金額を幾らにするかということになります。

これにつきましてもご審議いただきたいと思いますと考えているところですが、これらの審議に入る前に、先ほどご説明したとおり、さらなる調査が必要かといったこと、または実地視察が必要かといったこと、参考人の意見聴取が必要かということをもまず決めていただいてからと考えております。

なお、参考人の意見聴取を実施するとなった場合、事務局においてはその選定はかなり難しいというふうに考えておりますので、そうなった場合には各側、特に家内労働者側においては、人選していただき推薦するという方法になるというふうになるというふうに考

えているところです。

私から以上になります。

○ 三輪部会長

ありがとうございました。

ただいま審議の進め方についてご説明いただきましたけれども、この件に関して何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質問等なし)

○ 三輪部会長

では、ただいま事務局より説明がございましたとおり、今日のこの専門部会で審議が必要な事項としましては、まず1つ目が、件名を含め項目3の金額の部分と項目4の効力の発生を除く部分について改正する必要はないかということ、そして2つ目が、金額を幾らにするかという2点になります。

この2点の審議に入る前に、審議を行っていくに当たって、追加の調査は必要ないか、また、先ほどご説明がありました実地視察を実施するのか、加えて、参考人の意見聴取を実施するのかということも決める必要があるということでございます。

それでは、まず初めに、追加の調査が必要かどうか、また、調査内容はどのようなものにするかを決めていきたいと思いますが、令和6年度の実態調査結果につきましては資料14のほうで説明がありましたけれども、追加調査を実施するかどうかという点も含めて、委員の皆様の方から何かご意見等はございませんでしょうか。

では、齋藤委員、お願いいたします。

○ 齋藤委員

意見を言わせていただくと、まず、追加調査に関しましては、必要ないのではないかと何となく感じています。例えば、現地の訪問ということも、もちろん理解度は高まるのですが、このカプラーに対して端子を差すというのは、多分皆さんが今想像されているとおりの作業ですので、いわゆるコネクターというものを持って端子を一つずつ差すという作業なので、しかも現地に行くとなると、この鹿児島部品グループはこちらではなくて大隅半島にございますので、この家内労働者も多分全て大隅半島に住んでいると。

非常に距離もあるということと、見てもその想像どおりの作業ですので、まず作業の追加の調査は要らないかなというのが私の意見です。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

齋藤委員の方からはそのようなご意見が出ましたが、ほかにご意見等ございませんか。

(意見等なし)

○ 三輪部会長

では、追加の調査の必要は無しということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

では、他に何か、皆様からご意見等ございませんか。

○ 白石委員

はい。1つ良いですか。

○ 三輪部会長

どうぞ、白石委員お願いいたします。

○ 白石委員

白石です。

先ほどの有島委員のほうからもありましたけれど、今、規格のほうでは50センチメートルから2メートル以下というようなことで、前回のときも議論していると思うのですけれど、今の発言によると、ここに載っている規格以外もあるということでしょうか。

○ 有島委員

有島です。

ありますね。

50センチメートル以下というのは少しあるところです。2メートル以上というのはないかなという感じです。

あくまで、私のところではです。

○ 三輪部会長

いかがでしょうか。今の回答でよろしいですか、白石委員。

○ 白石委員

はい。ありがとうございます。

この規格外のところになった場合、工賃の金額をどうするかではなくて、現状としてこの規格に外れているものが、この最低工賃の金額よりも高いのか低いのかというようなと

ころが、少し考えないといけないのかなと思っていたものですから、参考にお尋ねしました。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

○ 有島委員

有島です。

少し補足しておく、基本的に差した数で工賃を決めているもので、長さで変えるというのはあまりないかなというところで、少し長めのものは少し高めに決めているところはあります。

以上です。

○ 白石委員

ありがとうございます。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

非常に現状が良くリアルに分かったかと思います。

それでは、特にほかに意見がないようでしたら、追加調査のほうは、もう必要はなしということで、進めていきたいと思います。

ただ、今後の審議で、調査が必要だというふうな判断となった場合は、改めてまた判断することとさせていただきたいと思います。

次に実地視察については、先ほど事務局のほうからもありましたけれども、実地視察については皆様いかがでしょうか。

(意見等なし)

○ 三輪部会長

特に意見のほうが無いようでしたら、実地視察のほうも必要がないということで、今のところ進めさせていただきたいというふうに思います。

そして、参考人の意見聴取についても、先ほど事務局のほうからご説明がございましたけれども、これについても皆様どのように思われますか、意見等ございませんでしょうか。

(意見等なし)

○ 三輪部会長

特に意見は無いようですので、意見聴取のほうに関しましても今の時点では必要はない

ということで実施しないということでさせていただきます。

それでは、3番目の今の議題の審議の進め方ということにつきましては、一旦審議が終わったということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

追加調査、実地視察、そして参考人の意見聴取については、現時点では基本必要ないということとし、審議を進めていく中で必要だというふうな判断に至った場合は改めて再検討させていただくということで進めさせていただきます。

それでは、4番目の議題のほうに移らせていただきます。

本題でもございます鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の改正についての審議でございます。

先ほど事務局のほうからご説明がございましたが、今年度の審議においては、資料6のほうにございます鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃の内容について、1つ目が、件名を含め項目3の金額の部分と項目4の効力発生の日を除く部分において、改正する必要はないかということでございます。

そして2つ目が、項目3のほうに今上がっております、この金額50銭を幾らにするかということになると思いますが、まずは1つ目の件名を含め項目3の金額の部分と項目4の効力発生の日を除いたところで、改正する必要があるかということから審議をまず始めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

では、審議に当たって、改めて事務局のほうから何かございますでしょうか。

○ 小城賃金室長

それでは、ご審議いただくに当たって、前回、令和4年の金額以外の部分の改正の経緯について、簡単にご説明したいと思います。

先ほどの家内労働の概要等についての説明でも触れましたが、令和4年の改正当時、当該工賃の品目にはピンサシと製品並べとカプラー差しの3つの品目がございましたが、ピンサシと製品並べについては委託が無い状況に至り、その後も委託される予定が無いと考えられるとして、この2つの品目は削除となっております。

さらに、品目カプラー差しにつきましては、全国的な表記に揃える形でワイヤーハーネスに変更するとともに、工程のみであったものを工程と規格に分けて整理が行われたということになります。

また、件名につきましては、平成 14 年 10 月に日本標準産業分類が改正された際に、当時、中分類、電気機械器具製造業として 1 本であったものが、関連する産業の拡大に伴いまして、情報通信機械器具製造業と電子部品・デバイス製造業の部分が分離されたということで、平成 16 年から、鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃といったものに変更されたという経緯がございます。

しかし、令和 4 年当の改正時に、品目がワイヤーハーネスのみとなったことによって、業種的にも、当初の鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃という件名に戻しても支障がないということから、件名の改正も行われ、当然、適用する家内労働者及び適用する委託者も変更されたといった経緯となっております。

令和 6 年度現在におけるこれらの状況につきましては、先ほども申し上げたとおり資料 13 の②をご覧くださいの上、ご審議いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○ 三輪部会長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから、令和 4 年の改正時における経緯等についてご説明いただきました。

何か意見等ございませんでしょうか。

(意見等なし)

○ 三輪部会長

それでは、件名を含め項目 3 の金額の部分と項目 4 の効力発生の日を除いた箇所については、改正する必要は無いということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

では、次に項目 3 の金額を幾らにするかということについて審議を行っていきたいと思います。

工賃額を幾らにするかということについては、なかなか難しいという話になろうかと思われますので、事務局のほうから過去に改正した際の経過や工賃額を決めるための参考となるものがございましたら説明のほうをお願いいたします。

○ 小城賃金室長

それでは、最低工賃額の審議を行っていただくに当たって、ご説明いたしたいと思います。

資料 17 の最低工賃額の審議に係る参考資料をご覧ください。

まずは、最低工賃額の検討に当たっては、資料 12 の 12 ページにもありますように、最低賃金額との均衡にも配慮する必要があり、現在の最低賃金額は時間額で定められていることから、1 時間当たりの最低工賃額を求める必要があるかと考えます。

そこで必要になるのが、項目の 1 に記載してあります標準能率になります。

標準能率とは、初級熟練者が標準的な作業条件の下で標準的な作業速度をもって作業したときの能率とされており、

一旦、資料 14 の 3 ページ、A 3 サイズの表の上段をご覧くださいと思います。

これは令和 6 年度の実態調査結果で、委託者からの届けの内容を一覧にしたものになりますが、1 時間当たりの標準能率は 100 から 1,000 本ということで、届のほうの数値には開きがあるといった状況になっております。

再度、資料 17 の項目 1 に戻ってください。

本県のワイヤーハーネスに係る工賃の標準能率は、平成 5 年度以降、長年、927 本という本数をもって最低工賃額の検討が行われてきております。

過去確認した九州・中国地方のワイヤーハーネス関連の標準能率は、一覧表にあります 533 本から 1,225 本となっておりまして、この平均が 984.6 本となります。

これらを踏まえ、今回の最低工賃額の改正の検討に当たり、標準能率をこれまでと同様の 927 本として検討してよいか、或いは標準能率の検討を行うべきか、ご審議いただきたいと考えております。

なお、事務局としましては、この 927 本という数字が全国的な他の地域の数字と比較しても大きな隔たりがないことや見直すとなると過去の最低工賃額との比較が複雑になるといふこと等から、これからの説明する資料においては、これまで同様、標準能率は 927 本としての検討内容を記載させていただいております。

では、項目 2 のこれまでの工賃額の決定について説明いたします。

これまでの工賃額の決定については、(1) に記載のとおり、1 時間当たりの工賃額の決定を行い、その額を先ほどの標準能率で除して 1 個当たりの工賃額を決定する方法を基本としてきております。

前回の令和 4 年 12 月 22 日発効の改正の場合、(2) に記載のとおり、委託者側から、工賃額の実態からして 45 から 46 銭、50 銭未満が限度ではないかといった主張がなされ、一方、家内労働者側から、工賃額の実態に加え、地域別最低賃金の引上げの状況などから 50 銭を超える金額を求めたいという主張がなされましたが、その後の協議で最低工賃額を 42 銭から 50 銭に改正することで全会一致の結論を得たとなっております。

さらに前々回の、平成 16 年 3 月 11 日発効の改正の場合、(3) に記載のとおり、その前の平成 12 年改正時における地域別最低賃金に対する最低工賃額の割合が 65.0% ということで、これを以下対地賃比と表記させていただいておりますが、これと当時の最低賃金であった 605 円を乗じて、1 時間当たりの工賃額を算出して、さらにこれを標準能率の 927 本で除して、工賃額を算出したのが 42.4 銭になったと、切り上げて 43 銭との金額を導き出したようでありますが、④の部分にありますように、結果としては全会一致で据置きに

て結審したというのが過去の状況でございます。

続いて、2ページの項目3の表をご覧ください。

これは、これまで行われた改正について、改正後の最低工賃額から見た対地賃比の推移を表にしたものになります。対地賃比は54.4%から65.0%で、平均は60.5%となっております。

項目4は、鹿児島県最低賃金引上げ率から見た最低工賃についてです。

別添のとおりと記載されておりますが、さらに後ろの5ページにあります表がこれになります。

この表は最低工賃が改正になった年度を100%として、毎年の最低賃金の引上げ率をそれぞれの工賃額に乗じて最低賃金額等の引上げの率と同様に最低工賃が上昇したと仮定した場合の推移を表にしたものになります。

再度、2ページに戻っていただき、項目の5をご覧ください。

こちらの表は、他県における同種の最低工賃額の現状について一覧表にしたものになります。

資料13の②の資料を基に鹿児島県電気機械器具製造業最低工賃、品目ワイヤーハーネスの工程、規格と同様の他県の最低工賃額等を改正日が直近のものから並べたものになります。

ご覧のとおり、最低工賃額が最も高いのは愛知県の令和6年8月改正の68銭、それから同じ九州内では、熊本県が令和5年4月改正で55銭、それから大分県が、少し前になるのですけれど平成12年9月改正で52銭、さらに宮崎県においては、令和元年5月改正で39銭となっております。

なお、地域別最低賃金目安ランクのAからCの記載については、令和6年度の地域別最低賃金の改正の際のランクを記載したもので、47都道府県が3つのランクに分かれておりまして、一般的にAから順に地域別最低賃金が高い地域となっております。

当県はCランクでございます。

それから次に、3ページの項目6をご覧ください。

ここには令和6年10月5日に発効された現在の鹿児島県最低賃金額953円を基本に最低工賃額を比較、検討した結果などを記載しております。

まず、(1)は、地域別最低賃金に対する最低工賃額の割合、改正当時の対地賃比から検討したもので、①が直近の令和4年度改正時における対地賃比から検討したもの、それから、②が過去6回の改正時における対地賃比の平均値から検討したもの、③が過去6回の改正時で最も高い平成12年度改正時の対地賃比から検討した場合について記載しております。

次に、(2)として、こちらは鹿児島県最低賃金の引上げ率から検討したものになりますが、別添のとおりと記載したのは先ほどご覧いただいた5ページの別添の表の上から3段目の一番右側の令和6年度の数値の部分のことで、55.86銭から66.27銭という結果になっています。

ちなみに、直近の令和4年度改正時の工賃額50銭に、当時の地賃額853円から現在の地

賃額の 953 円の引上げ率を乗じて工賃額を算出した場合、記載のとおり切上げで 56 銭といった結果になっております。

次の（３）については、令和５年度の家内労働概況調査結果の、全家内労働者の業務の全国の平均工賃額というのが１時間 522 円、それから、令和４年度から６年度の地域別最低賃金の全国加重平均額から検討した結果を記載しております。

それぞれ最低工賃額にすると、令和６年度が 51 銭、５年度が 54 銭、４年度が 56 銭といった結果になっております。

最後に（４）として付けさせていただいたのが、最低工賃額から逆算した１時間当たりの工賃額の検討として、工賃額に標準能率として 927 本を乗じて、得られた１時間当たりの工賃額を引き上げたものを一覧にまとめています。

以上が最低工賃額の審議に当たっての参考資料の説明になります。

よろしくお願いします。

○ 三輪部会長

ありがとうございました。

ただいまより、事務局からご説明をいただきました最低工賃額そのものの審議を行うに当たって、まず、資料 17 の１番の標準能率、こちらについて、これまで同様の 927 本として検討を進めて良いかどうか、あるいは、新たにこの標準能率 927 本を検討する必要があるかどうかについて、審議をしたいと思います。

どなたからでも結構でございますので、この標準能率についてご質問並びにご意見等ございませんでしょうか。

有島委員、お願いいたします。

○ 有島委員

有島です。

これは、１時間当たりの本数で、この資料 7 の図を見てもらえれば分かりやすいと思うのですが、カプラー差しというのは、端子をカプラーと言われる、コネクターとも呼ぶのですが、そこに差ししていく作業で、簡単なものでいうと片方のカプラーだけを差すものになると、まとめ差しして 50 本束なら 50 本ずっと差ししていけるという作業になりますので、その場合、すごく能率というのは上がっていく製品になります。

逆に、製品によっては反対側を差す製品も出てくるので、それだと片方を 5 本ばかり差しして、片方はまとめ差しができるんですけど、反対側を差すとなると、それを 1 本ずつ引っっこ抜いて反対側のカプラーのほうには 5 本差ししていくという作業になっていくもので、そこはすごく能率は下がる作業になっていくもので、その差はすごく大きいのかと。最低工賃となるとどうしても、簡単なほうの工賃を最低工賃にしたほうが良いのかなと思うもので、927 本というのはちょっと少ないのかなという感じはしています。

以上です。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

今、有島委員のほうからご意見いただきましたけど、これに対して何かご意見はございませんでしょうか。

いかがでしょうか。

では、齋藤委員お願いいたします。

○ 齋藤委員

今、有島委員からもあったのですけれど、恐らくこの 927 本というのは少ないだろうとは思いますが。

ただ、先ほど事務局の方から説明があったとおり、927 本というものを変えることによって、これからの最低工賃の算出が非常に煩雑になるという背景もあるかなと思うのですけれど、現状、ワイヤーハーネスというのは、昔に比べて車がどんどん燃費をよくするために軽量化する、そうすると差す電線とか端子はどんどん細くなっていったらいいですね。

そうすると余計差しにくくなるという、昔に比べてすごく難しくなっているという側面もある。さらに、家内労働者の方はどんどん高齢化もされているということで、なかなかこの能率というのは上がってこないというのも実は現状にあるんだと。

まとめると、本来はもう少し多分高いんです。

それ、多分 1,000 本とか 1,100 本とかというのは可能だとは思いますが、今みたいなことを鑑みたときに 927 本で据え置くというのは割と妥当かなという気はしています。

もちろん、それが絶対正解かと言ったらそれはすごい様々なデータを取らなければ分からないですけれども、その労力を考えた場合に、今の実力値と考えるとまあこれぐらいでやっておくというのは妥当かなと思いますので、私自身はこの標準能率を変えずに 927 本で算出して、額のほうでしっかりと考え方を持っていればいいのかというふうに思います。

以上です。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

今、ご説明あったとおり、やはり 1 時間当たりの 100 から 1,000 本という実態調査でも開きがあったりとか、他県の九州・中国地方でも 533 から 1,225 本という開きがあるのは、今のお二人の委員からのご説明で他の方々が多分、そういう状況なんだというのはご理解いただいたのではないかと思います。

いかがでしょうか、標準能率については今、有島委員、それから齋藤委員からのご意見等いただきましたけれども、今後の改正という、先ほど事務局のほうからもございましたけれども、やはりこの 927 本をまた見直すとなると、今後の見直し等の軸にもちょっと影

響してくるかなというのは確かにございますので、もし皆様これ以上ご意見がなければというところで進めさせていただきたいなと思うんですけれども、労働者側のほうから何かご意見等ございませんでしょうか。

○ 海蔵委員

海蔵です。

この間、工賃額を見直す際に、標準能率についてこの 927 本をずっと使ってきているので、過去の改正の考え方がこれ変えると大きく変化してくることもありますし、先ほどあったように額のほうに根拠を持てば良いというふうに思うので、このままで良いのではないのでしょうか。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

公益のほうは大丈夫でしょうか。このまま進めてよろしいですか。

(意見等なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

それでは今意見を伺いましたところ、標準能率についてはこれまで同様取りあえず標準能率については 927 本、こちらを基本として検討を進めさせていただくということでよろしいのでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

また、今後の審議の中で、新たに標準能率の検討を行うべきことが出てきた場合には改めて審議を続けたいと思います。

それでは、最低工賃額そのものの審議に移らせていただきます。

先ほど事務局のほうから参考資料も示されました。資料 17 の 2 番以降で工賃額の決定方法について何パターンか、幾つかの資料が示されたところでございます。

どなたからでも結構でございますので、何かご意見等ございませんでしょうか。

○ 齋藤委員

では、私が。

○ 三輪部会長

すいません、では、齋藤委員お願いいたします。

○ 齋藤委員

多分、なかなか決めるのは難しいかなと思うので、一応、私が参考までに。

資料 17 の 2 ページ目の 5 項目で、他県における同種の最低工賃額の現状についてというものを調べていただいています。

一番上が愛知県で一番下に大分県が書かれていますけれど、この中身を言うと、愛知県のこの最低工賃というのは、いわゆる自動車メーカーさん、有名な自動車メーカーさんが依頼している最低工賃で、先ほど申し上げたとおり私たちは矢崎グループというグループに所属をしています。本社が静岡県にあります。

鹿児島と同じような会社が熊本と岡山にあります。そうするとこの中で参考にすべきは、ちょうど上から三つ目の静岡県から岡山県まで、ここというのは同じグループ会社で同じ仕事を委託しているという見方ができるかなと思います。

当然、地域別の最低賃金の目安というのは多少 B と C で開きはあるものの、大きな開きがある県でもないかなというところを見ると、今、鹿児島が一番安い 50 銭で、今 53 銭から 55 銭というところがそれぞれの県の最低工賃になっているということを鑑みると、何となく目指すべきはこの辺りなのかなというのが一つ目安としてはあります。

先ほど色々な理論をもって計算をしていただいている中で、60 銭、67 銭とかという値も少し出てきていますけども、それは少し飛んでいるかなという気がしますので、何となく私のイメージとしてはこの 55 銭から 53 銭というところが一つの目安かなというふうに感じています。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

今、大変貴重な情報といいますか、分かりやすく説明をしていただきました。

皆様、いかがでしょうか、ほかに何かご意見等、ご質問等ございませんでしょうか。

白石委員、お願いいたします。

○ 白石委員

白石です。

今回の改正の審議に当たっては、鹿児島県の地賃のほうが上がったということで、その上げ率だとかというようなところも参考にしていかないと、やはりこの基本的な考えのところで、生活を守るといようなところの地賃とは、また別な考え方なのでしょうけれど、やはり昨今、全国的に地賃が今 1,000 円、鹿児島の場合 1,000 円を目指して、また国のほうでも 1,500 円というようなところから見ると、この改正前から比べると全体の金額も上がっておりますので、やはり、この業種で働いている方々が、やはり地賃も上がっているから全体的に賃金が上がっているというような方向でも考えていけないといけないのではないかというようなことと、今の最低工賃額が 50 銭なのですけど、先ほどの資料 14

のA3の縦の表のほうでの工賃額を見ると60銭というような数字も出ていますので、この実際の同種の工賃額と最低工賃額のここもまた開きがあってはまずいのかなというふうには考えております。

以上です。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

ほかに何かご意見等ございませんでしょうか。

○ 喜入委員

すいません、質問をよろしいですか。

○ 三輪部会長

喜入委員、どうぞ。

○ 喜入委員

喜入です。

委託者の委員の方に、初めて私この審議会に参加するので、現状が分からないところがあって、今、このハーネスの作業の仕事量と働く方の現状はどんな感じなんだろうかと。

例えば、足りないとか、そういうことを教えていただけませんか。

○ 三輪部会長

お願いいたします。

○ 齋藤委員

お答えします。

まず、仕事量に関しましては、大変豊富にございます。

まず、現状だけを言うと、仕事量は大変豊富にあって、働く人手というのはどちらかといったら足りてない方向かなという気がします。

ただ、このワイヤーハーネスというのは非常に複雑な構造をしていて、その家内労働者の方々が作るそういったカプラーに差すというものを組み立てるという作業の後で、それを組み立てているのが、有島委員のところであったり、最終的に私のところでやるという作業になっています。

そういう意味では仕事量は、現状は豊富にあるし、例えば家内労働者の方がもっと増えるに越したことはないというのがまず現状あります。

ですので、先ほどおっしゃられたとおり、最低工賃よりも高い額で今やっているんだからというのはもちろんそのとおり、そうじゃなければ人が集まらないのでそうなんです、ここから先の話をつちとすると、現状、こういった人手がかかる作業、もうワイヤーハ

一ネスというのは、今、海外で作る生産率が95%を超えていて、日本で作っているのは僅か4、5%なんです。これもっと進むんです、これから。なぜかという、当然海外の労働力のほうが安いというところもあって。

そうなったときに、当然、最低賃金が上がってきているから、労働者の生活を守らなければいけないから上げたいというのは経営者として当然なので、はっきり言ってこの最低工賃で雇うということはほとんどないんですけども、可能性を残しておかないと本当に仕事がなくなってしまう。これよりどんどん、今のレイバーコストは、いわゆる労務費が、日本は安い安いとは言われながらも世界的に見たらまだ安い国はたくさんあって、こういう労働集約型の仕事というのは今でもどんどん海外に流れてしまっているところを見ると、現状とのギャップとかという話というよりは、この経営者がその従業員を守るためにある程度の額で最低工賃というものはつくっておかなければそもそも仕事なくなってしまうというところがあるので。

すいません、回答が長くなってしまって。

現状で言えば、仕事もありますし、だから60銭でも70銭でも人が欲しいのは今の状態。

ただ、将来的に見たらそれほど明るくない、この仕事というのは。なので、ある程度経営者側が、何ていいますか、制御できるぐらいの最低工賃額にしておかなければ、後々苦しいことになるなというのが、感じていることです。

回答が長くなって申し訳ありません。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

喜入委員、今のご説明、いかがでしょうか。

○ 喜入委員

はい、ありがとうございました。

○ 三輪部会長

大変参考になりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

皆様、家内労働者側、それから委託者側、本日具体的なその金額を示すということは、今日は難しいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

(意見等なし)

○ 三輪部会長

そうですね。今、事務局のほうからご説明いただいたこの資料17を一番は参考に、そして今意見を出された内容を基に、再度検討していただく必要があるのではないかなというふうに思います。

ほかに何か、この時点で確認をしておきたい、現状を知りたいとか、もしそういったことがございましたら、どなたからでも構いません、意見なりご質問なり出していただければと思いますが。

お願いいたします。

○ 森尾委員

公益委員の森尾でございます。

事務局のほうにご教示いただきたいのですが、熊本県と鹿児島県の最低工賃額については、現在、金額が5銭開いているということですが、熊本県における最低工賃の審議状況についても教えていただけませんかでしょうか。

○ 小城賃金室長

熊本のほうも、今年、同じタイミングで最低工賃をどうするのかというふうな議論が行われるはずでございます。

ただ、熊本のほうが、現在具体的にどういう状況かというのは確認しておりません。

ご存じのとおり最低賃金におきましては、熊本と鹿児島は1円しか時給が変わらないという最低賃金の状況にありますので、その辺も見据えながらご審議いただくということになるかと思えます。

次回の専門部会までには、熊本の状況も私のほうで情報収集をしてみたいと思っております。

それでよろしいでしょうか。

○ 森尾委員

ありがとうございます。

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

ほかに何かご意見等、ご質問等ございませんでしょうか。大丈夫ですか。

(意見等なし)

○ 三輪部会長

ただいま各側からご意見等伺いましたけれども、本日、今日でこの金額を決めるというのは難しいかと思えます。

次回の専門部会の際には、できれば具体的な金額をご提示いただいて、審議を進めていきたいと考えておりますので、各側ともご検討いただいた上で第2回の専門部会に臨んでいただければと思っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

では、最後に5番目の議題、その他でございますけれども、何かご意見等ございませんでしょうか。

ありがとうございます。白石委員、お願いいたします。

○ 白石委員

発効日の件で、通常、最賃などの場合、いつ結審したら、公示して大体1か月、2か月とかあると思うのですが、発効日が、例えば第2回に決まったら、第3回に決まったら、大体、何日ということではなくて、めどで何月の何日前後というのが分かれば教えてもらいたいのですが。

○ 三輪部会長

事務局側、めどがつきますか。

お願いいたします。

○ 小城賃金室長

最低賃金の場合は、あらかじめ示されたものがあるのですが、最低工賃に関しましては、そういう具体的に示されたものがないのですが、やはり目安として必要ということで次回には準備してお出ししたいと思っています。

2回目で、もし結論が出た場合、今、計算してみますと恐らく4月の最初、4月の2日や5日ぐらい。

年度はまたいでしまうようなスケジュール感かと思います。ですので、当然3回目になればもう少しまた後ろになります。

公示の時期については、年度末とか年度初めという時期に入ると、官報のほうの記載がその時期は多くなる関係上、日程どおりにいかないというようなことがあるようでして、具体的な日程をお示しするのが難しいのですが、目安としてはこの辺になりそうだというものは、次回、資料として準備したいと思います。

それでよろしいでしょうか。

○ 白石委員

はい。

○ 三輪部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにご意見等何かございませんでしょうか。大丈夫ですか。

(意見等なし)

○ 三輪部会長

特に無いようであれば、事務局のほうから今後の連絡事項等など何かございますでしょうか。

○ 西野賃金室長補佐

専門部会の日程についてでございます。

既にご案内させていただいており、ご了解いただいていると思いますが、次回の第2回専門部会を1月21日火曜日午前10時から、さらに、第3回を1月30日木曜日午前10時から、いずれも場所は、本日と同じこの会議室での開催の予定としております。なお、第2回の専門部会で結審した場合には、第3回はないということになります。

また、本日の議事録についてですけれども、資料4の鹿児島地方労働審議会運営規程の第6条第2項によりますと、議事録は、原則として出席委員に電子メール等により議事内容を確認の上、公開するとされておりますので、作成が完了し次第、本日ご出席の委員の皆様方に電子メールにより確認をお願いする予定としておりますので、よろしくご理解のほうをお願いします。

以上です。

○ 三輪部会長

ただいま事務局のほうから2件ございました。今後の専門部会の日程についての件と、それから議事録の電子メール等での確認の件、この2件についてございましたけれどもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、本日の最低工賃専門部会はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。